

事業用貨物自動車に関する適正な車体表示の徹底について

自動車に関する表示義務については、道路運送法第95条により使用者の氏名又は名称、その他省令に定める事項が規定され、非表示又は虚偽の表示等不適正な表示に対する罰則も整備されています。

適正な車体表示の具体的な実施方法

(1) 車体に表示する事項

許可を受けた貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は記号、その他省令で定める事項。

(2) 車体表示の方法

- ① 車体にペンキ等により表示し、表示する位置は、下記に示した「事業用貨物自動車の車体表示の例」を参考。
- ② 表示方法は、車体に直接書き込む方法により行うこととし、布テープ、マグネット等による貼り付けについては、原則、不可。

「事業用貨物自動車の車体表示の例」

* 見やすいように表示



特記事項

1. 表示箇所は、原則、荷台部とし、やむを得ない場合は、ドア部、キャビンのいずれかの位置。
表示は、左右両面
2. 株式会社は、(株)、有限会社は、(有)での表示は可。
3. 見やすい表示にするために、字体の種類、大きさに注意を払うこと。
(荷台部の文字の大きさ)
普通車は、概ね縦横12cm以上
小型車は、概ね縦横8cm以上

貨物自動車の車体表示の目安

自家用貨物車(軽自動車、定員10人以下の乗用自動車及び特殊車は適用除外)
事業用貨物車

(1) 表示を要する事項

使用者、事業者の氏名・名称又は記号

事業用の場合は、道路運送法施行規則第65条に定める事業の区分
(限定、特定、通運、航空、海上、運行)

(2) 表示要領

氏名・名称は、使用者が法人の場合は法人名を、個人の場合は個人名又は通称名(〇〇商店等)を表示し、一部及び全部をローマ字等に変換することは不可とする。

ただし、使用者の法人名等の表示を行ったうえで、更に企業広告等を目的とするような場合、これをローマ字等により併記することは差し支えない。

(3) 表示箇所等

- ① 表示箇所は、原則、荷台部両側面に横書きとするが、平型荷台等のため表示ができない場合は、ドア部に横書き又は、キャビンに縦書きで表示すること。
- ② 使用者、事業者が法人の場合は、株式会社を(株)、有限会社を(有)での表示は可。
- ③ 事業用の事業区分は、ドアの両側に表示し、車体の塗色と重複しないように表示すること。
- ④ 表示方法は、ペンキ等により車体に直接書き込むこととし、布テープ、マグネット等による貼り付けは、原則、不可とする。

(4) 文字の大きさ

普通車 概ね縦横12cm以上

小型車 概ね縦横 8cm以上

例)貨物自動車の車体表示箇所 ※両側面に表示必要

※例は3カ所表示しているが、いずれか1カ所表示必須

